

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果

第3期（平成29年4月1日～令和4年3月31日）

令和3年7月

岡 山 県

目 次

1	評価対象法人の概要	1
2	評価の実施根拠法	1
3	評価の対象	1
4	評価の趣旨及び評価者	1
5	評価方法の概要	2
	(1) 評価基準	2
	(2) 評価の手法	2
6	評価結果	2
	(1) 総合的な評価	2
	(2) 中期計画の各項目ごとの評価	3
	Ⅲ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上	3
	Ⅳ 業務運営の改善及び効率化	4
	Ⅴ 財務内容の改善	4
	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項	5
	(3) 評価結果等の業務運営への活用状況	5
	(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する 勧告等	5

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果

1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市北区鹿田本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 平成29年度から令和3年度（第3期）
- (6) 目的及び業務

ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

イ 業務

- (ア)精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
- (イ)精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
- (ウ)精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
- (エ)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

3 評価の対象

第3期中期目標（平成29年度から令和3年度）の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の達成状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、業務の実績評価を行う。

(2) 評価者

知事

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

(2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

6 評価結果

(1) 総合的な評定

知事は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「第3期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安全・安心の医療をめざす」ことを理念とし、「人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供」、「地域や関係機関との連携をすすめる、患者の社会参加への積極的支援」、「快適な治療環境の提供」、「精神科医療水準の向上」、「公的病院の責務を果たし、健全で透明性の高い病院運営」に努めることとしている。

第3期中期目標期間において、職員が一丸となって機動的・戦略的な運営が行われていると認められる。

特に、精神科救急医療において、24時間365日の救急対応を実施し、県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められるアルコール・薬物・ギャンブル等依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、民間では複雑で対応困難な分野においても、地方独立行政法人として、公的な役割を担い、全体としての精神科医療向上に資するよう取り組みながらも、高い水準での財務内容の健全性を維持していることを積極的に評価するものである。

また、平成30年7月豪雨では、発災直後から災害派遣精神医療チーム（DPAT）県調整本部を支援するとともに、先遣隊及び巡回診察支援チームを被災地に派遣し、避難所及び被災病院支援等でDPAT活動等を実施するなど、県内の災害時における精神科医療支援の中心的役割を担った。

さらに、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、感染症の専門医を招聘した感染症診察の技術向上のための研修会を実施するなど院内感染対策の徹底を図った。また、岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、精神疾患のある新型コロナウイルス感染症患者への対応を行った。

最小項目別評価の結果をみると、第3期中期目標期間に掲げられた53項目中、評点4（中期計画を十分に達成）が45項目、評点3（中期計画を概ね達成）が8項目と、8割以上が評点4でありかつ、いずれも評点3以上という高い水準である。

以上、全体として、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人のメリットを生かし、様々な改革を着実に実行に移している状況が十分見受けられたことか

ら、第3期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果については、中期目標を十二分に達成する見込みであると評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは地方独立行政法人として公的な使命を有しており、県内精神科医療の中核病院としての役割を果たし、医療の質の向上を図りつつ、引き続き、県民のニーズを十分に考慮した運営が行われることを望む。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

Ⅲ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上

ア 評定

中期目標を十二分に達成する見込み

イ 理由

職員が一丸となって地方独立行政法人のメリットを生かしながら様々な改革を継続し、良質で高度な精神科医療の獲得とその実施、及び関係機関と連携した県全域での困難事例等への対応等において、着実な取組と期待以上の成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数 37項目

② 特筆すべき項目

- ・他機関と連携した国等の研究事業への参加や多くのモデル事業受託、海外への職員派遣も積極的に推進することで、精神科医療における診断・治療法等質の高い医療提供に努め、また各種研修会の開催や実習生の受入れ等により県内精神科医療の向上を図った。
- ・県民がいつでも緊急診察が受けられるよう、「決して断らない病院」として土日祝日についても、複数の医師による診療体制を敷き、24時間365日急患に対応した。また病床機能の見直しで、より多くの救急患者を受入れ可能とし、体制の充実を図った。
- ・災害に備え、平時から災害派遣医療チーム（DMAT）等関係機関との連携強化並びに技能維持に努め、平成30年7月豪雨では、DMAT県調整本部の支援を実施するとともに、先遣隊及び巡回診察支援チームを派遣し、避難所等においてDMAT活動の中心的役割を担った。
- ・専門相談窓口を設置し、初期から全入院患者・家族に面接することで、経済的・社会的な困難ケースにおいて、多職種でのカンファレンスを行うとともに院外関係機関と連携を図る等、適切な支援を実施した。患者だけでなく家族へも早期から情報提供し、特に初発精神病患者の家族教育や、退院後の支援プログラムを継続することで、スムーズかつ安心感のある医療を提供した。
- ・優れた医療従事者を確保するため、子育てや家族介護等に配慮した職場環境の創出や、多職種における海外研修制度の利用促進を図るとともに、患者の安全を最優先にした対応習得に向けた研修やラウンド等を実施し、医療安全対策を促進した。
- ・入院当初より地域移行に向けた支援が実施できるよう、地域移行支援ナースを配置し、多職種チーム協働で困難事例における退院促進に向けた取組を行うとともに、デイケア、訪問看護、相談支援事業所を一つの部署に統合し、相互補完できる体制を構築した。また、地域の社会資源や関係機関と連携した企業実習等を実施し、積極的な地域移行・生活支援に努めた。

- ・身体・精神合併症患者への適切な治療を提供するため、入院受入れや電話相談、総合病院への往診等を積極的に実施し、一層の連携を図った。
- ・未治療者やひきこもり等、困難なアウトリーチ事例について、県精神保健福祉センターをはじめ関係機関と連携した支援を実施した。
- ・岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、精神疾患のある新型コロナウイルス感染症患者への対応を行った。

IV 業務運営の改善及び効率化

ア 評価

中期目標を十二分に達成する見込み

イ 理由

医療の質の向上を図りながら、各種制度変更への迅速な対応と業務運営の不断の見直しを実施することで、効率的な業務運営を推進した。

ウ 評価した項目

① 項目数 8項目

② 特筆すべき項目

- ・日本病院会Q I、全国自治体病院協議会Q I、NCNP（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）主導のPECO（精神医療の見える化プロジェクト）に参加し、その指標を導入することで医療の質の向上に取り組んだ。
- ・自動ドアやエレベーター、次亜水設備等の施設整備に関する保守契約を一つの複合契約とすることで、不具合発生時の迅速かつ柔軟な対応を可能とし、契約金額も減額した。
- ・複数の電力販売会社から情報を収集し、価格交渉を行い、料金を節減した。
- ・診療報酬改定時には改定による影響を事前に調査し、施設基準の見直しを図ることで診療報酬による収入の確保を行った。
- ・医療ニーズに合わせ病床機能を効果的に変更することで、病床の有効活用と収入の確保を図った。

V 財務内容の改善

ア 評価

中期目標を十二分に達成する見込み

イ 理由

経常収支比率等の経営管理指標が良好な水準にあり、県内の精神科医療の中核病院としての役割を果たしつつ、財務内容の健全性を維持した。

ウ 評価した項目

① 項目数 2項目

② 特筆すべき項目

- ・効率的な病床管理による病床利用率の確保、未収金対策などの収入確保に努めるとともに、病棟機能再編や業務見直しによる医師数削減等を実施し、経費削減を図った。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収支比率（経常収益／経常費用）	101.9%	105.6%	104.8%	109.4%
医業収支比率（医業収益／医業費用）	91.7%	93.6%	93.2%	94.5%
人件費比率（総人件費／医業収益）	79.0%	78.1%	77.9%	77.5%

VI その他業務運営に関する重要事項

ア 評価

中期目標を十二分に達成する見込み

イ 理由

ワークライフバランスに配慮した勤務形態の見直しや有給休暇の取得促進等により、職員の心身の健康面に配慮した働きやすい職場環境づくりを推進した。

ウ 評価した項目

① 項目数 6項目

② 特筆すべき項目

- ・地域手当の適用、特別休暇の付与等、「同一労働・同一賃金」に基づき、正職員と短時間労働者及び有期雇用労働者との格差を改善した。
- ・部署ごとの業務内容によりフレックスタイム制を導入するなど、労働環境の向上を図った。
- ・個人情報保護に関する研修会を実施し、職員の個人情報に対する意識の強化を図るとともに、電子カルテでのカルテ閲覧履歴が参照できるようにすることで、不適切な患者情報の閲覧を未然に防ぐシステムを開発した。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

精神科救急医療において県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童思春期精神科医療、高い専門性が求められる依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、地方独立行政法人として公的な使命を果たしつつ、医療の質の向上に努めた。

(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する勧告等

該当なし